

経営者のための 法律相談 Q&A ～休憩時間に関する労務管理について～

〈その11〉

Q1 休憩時間は何分必要でしょうか？

休憩時間については、労働関係法令によって定められています。

一日6時間を超える勤務の場合には45分、一日8時間を超える場合には1時間与えなければならないとされており（ということは、8時間の場合には45分で良いのですが、1時間休憩時間をとる会社が多いようです）、原則として一斉に付与するものとされています（運輸交通業、銀行、飲食店等の例外があります）。

したがって、昼休憩に、お気に入りの新入社員と二人きりでランチに行きたいからといって、彼女だけを前倒しして休憩させることは原則できませんし、そもそも、悪目立ちします。

一度に1時間ではなく、分割して与えるなどの方法は認められます。

それでは、残業を命じた場合には、休憩時間は必要でしょうか。

結論のみを言うと、法律上の規定はありませんから、休憩時間を設けなかったからといって罰則はありません。しかし、仕事の能率面や従業員の健康面にも配慮し、例えば、午後8時から8時半の間に休憩をとるという取り決めをするのも一つの方法でしょう。

Q2 休憩時間に電話をとってもらうのはダメですか

休憩時間は、労働から自由に離れることが保障されているので、休憩時間は従業員に好きなように使用させなければなりません。

したがって、「悪いけど、職場で食事してくれない？急ぎの電話が入ってくるかもしれないので。」という上司の要求は、法的には認められないこととなります。

もちろん、上司との信頼関係があり、たまに頼まれる程度であればいいかと従業員が納得して選択しているのであれば、法が必要以上に介入すべきことではないと思いますが（私見）、多くの場合、断ることができないでしょうから、例外的な場面に留めるべきです。

他方、従業員が、習い立てのバイオリンを演奏したり、布教活動をしたり、上半身裸で奇声を発したり、あるいは、孫の写真をひたすら見せつけて自慢するような迷惑行為をすることは、職場の良好な環境を乱すものですから、上司は状況に応じて注意し、改善すべきでしょう。

Q3 休憩時間をきっちり管理できないのですが…

ところで、昼間の休憩時間が終わっても、10分程度遅刻して職場に戻ってくる人がいるケースもあると思います。これは職場の規律違反となります。きちんと戻ってきて仕事をしている人との公平の問題から、上司は「言う気まづくなるからな～」などと情けないことをぼやいていないで、適切な管理をしなければなりません。

これだから中間管理職は辛いですね。

しかし、経営者はさらに孤独で、しんどい場面が多いと思います。

せめて、家庭に戻ったら、美しく控えめで上品な奥様と、親思いで優しくスポーツもでき、勉強もできる子供たちに食卓を囲まれて、「お疲れさま。いつも感謝しています。今日は週末だから思う存分ビール飲んでくださいな。」と賞賛される夢くらいは見たいものですが、そういう願望が強ければ強いほど、現実的には、仕事のトラブルなど、うなされる夢を見るものですし、いつもは入っている冷えたビールも冷蔵庫にはないものです。

また、休憩時間は1時間であるという思い込みから、ある人は、「午前中の仕事がなかなか終わらないので、昼休みは、12時から13時までとなっているけれども、12時半から13時半までにさせてもらいます。ランチの店も混んでいないので。」と勝手に決めてしまい、日常化している場合もあるでしょう。しかし、これも休憩時間の一斉付与の原則に反し、認められません。

この場合には、所属長の承認が必要となります。

いずれにせよ、なかなか指示を聞いてくれない従業員がいるような場合には、職場全体の士気低下にも直結しますので、早めに弁護士などの専門家に相談して頂き、対処法を実践してください。

弁護士法人あすか 東広島事務所

TEL 493-7100 FAX 493-7101

弁護士 今田健太郎・上相裕章・
福田浩・谷脇裕子

本稿担当：
弁護士 今田健太郎

